

第二回 一〇月二五日(日)放送

「隣人訴訟」について考える

—法と常識との間—

講師 吉田 勇

一 はじめに

ひとびとの暮らしは家庭や職場のなかだけでなく、近隣社会のなかでも営まれているが、都市化の進展に伴って近隣関係も次第に変容しつつある。日常の暮らしが近隣関係に依存する度合いはますます小さくなっている。近所付き合いを望まない傾向があるかと思えば、なんとか近隣社会を活性化させようという動きもある。そうした近隣関係の変容する様子を見て気付くのは、近隣紛争がうまく解決されずに深刻な事態になる事例が次第に増加していることである。ピアノ、ステレオ、クーラーなどの生活騒音をめぐる紛争、ペットをめぐる紛争、日照権をめぐる紛争などはよくみられる例である。

第二講では、そのような深刻な近隣紛争事例のなかから、いわゆる「隣人訴訟」とよばれる具体的な事例をとりあげて検討してみよう。これは、親が買物に行く際に「預けた」子供が近くの溜池で水死した事件の責任をめぐる訴訟事例である。

二 「隣人訴訟」事件の経過

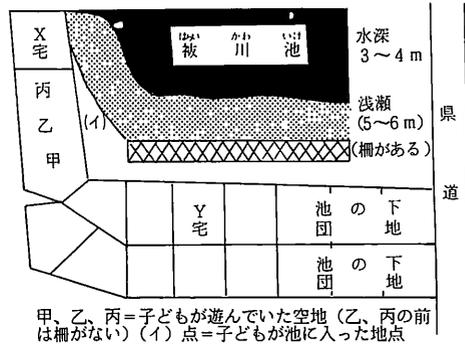
子供の水死事故が発生した場所は三重県鈴鹿市の新興住宅団地である。Xさん夫婦とYさん夫婦は、いずれも昭和四九年七月ごろ、農業用溜池の南部に隣接して民間業者によって造成された団地に転居してきたものである。昭和五〇年に入って、町内会の隣組役員の関係から交際をはじめた両夫婦は、Xさん夫婦の長男のAちゃん（三歳四か月）とYさん夫婦の三男Bちゃん（四歳）が遊び友達となり、さらに昭和五二年四月からは二児ともに同じ幼稚園に通うようになったことから、交際を深め、子供たちも一緒に遊ぶことが多かったという。
* 実際を深め、子供たちも一緒に遊ぶことが多かったという。

▼事故当日の状況

裁判所によって認定された事実によれば、次のとおりである。昭和五二年五月八日のことである。Yさん夫婦は大掃除をしていた。午後二時すぎごろ、AちゃんとBちゃんは幼児自転車に乗るなどして甲地や乙地で遊んでいたが、午後二時半ごろ、ふたりは一度Yさんの家に戻ってきて氷菓子をもらって食べ、

＊事故当時の状況はもっぱら裁判所によって認定された事実による。

右地図において、Xは原告夫婦、Yは被告夫婦である。
 『隣人訴訟と法の役割』7頁掲載の地図による。



Yさん方の玄関口や門前付近で遊んでいた。ちょうどそのころ、買物に出かける途中のXさんの奥さんがYさん方を訪ねて、Aちゃんを買物に連れていこうとしたが、Aちゃんはお母さんと一緒に行くのを拒んだ。Xさんの奥さんは、Yさんのご主人の口添えもあったので、AちゃんをそのままBちゃんと遊ばせておくことにし、Yさんの奥さんに、「使いにゆくからよろしく頼む」旨を告げ、Yさんの奥さんも、「子供たちがふたたびで遊んでいるから大丈夫でしょう」といってこれとうけた。Xさんの奥さんはそのまま買物に出かけた。

それから一〇分ないし一五分の間は、Yさんの奥さんは子供たちが団地内の道路や空地で自転車を乗り回しているのを仕事の合間に見ていた。その後屋内に入って七、八分後、Bちゃんが戻ってきて、Aちゃんが泳ぐと言って池にもぐり帰ってこない旨告げた。Yさんらは急いで池にかけつけて、近所の人たちと一緒に池の中を探索したところ、水際から五ないし六メートル沖の水深三ないし四メートルのところに沈んでいるAちゃんを発見した。救急車で病院に運んだが、Aちゃんはすでに死亡していた。

▼提訴にいたる経過

Bさん夫婦は、通夜と告別式に出席して謝ったという。その後の経緯については、両夫婦の主張にはかなり食違がある。Xさん側の弁護士によれば、葬儀のあと寝込んでいたXさんの奥さんが、四九日が過ぎてから、子供の水死の状況を知りたくてBさん方を訪ねたが、ドアに鍵がかかっていた。それが三度

＊逸失利益 955 万余円の計算式

死亡時のホフマン係数 17.344

(就労可能年数 49 年とみる)

昭和 52 年度日弁連交通事故損害額算定基準統計

による平均賃金月額 91800 万円

生活費 1/2

$91800 \times 12 \times 1/2 \times 17.344 = 9553075$ 円

続いたという。それに、Bさんが「Aさんはまだ若いのだから、また子供をつくればいいのに」と話していたという噂が耳に入ったので「怒り心頭に発した」のだという。だがYさん側の弁護士によれば、お互いになんとか人間関係をつなぎとめようとしたこともあったのに、なんの相談もなくYさんは唐突に訴えられた、という。

昭和五十二年一月二日、Xさん夫婦はYさん夫婦と鈴鹿市とを被告として、損害賠償請求訴訟を提起した。請求額は二八八万余円（内訳、逸失利益九五万余円、Aの慰謝料五〇〇万円、葬儀費用三〇万円、Xさん夫婦の慰謝料各五〇〇万円、弁護士費用各二〇〇万円）である。なお、溜池の管理者がはつきりしなかったためか、Xさん夫婦は二年近く経過した昭和五十四年九月四日に、さらに国、三重県、建設会社を第二次的な被告として訴えた。

▼当事者の主張

原告夫婦の主張はこうだ。Xさんの奥さんが買物に出かける途中で、Yさん方庭先で遊んでいたAちゃんを呼んだところ、Bちゃんも同行したいと言いだしたから、Yさんのご主人に意向を聞いたところ「妻もいるし自分も見ているからAちゃんをおいていったらよい」との返事だったし、Yさんの奥さんも「短時間のことであり自分も見ているから」という返事だったので、Xさんの奥さんはAちゃんの監護を委託して買物にでかけた。Yさん夫婦がこの委託を承諾したときに「準委任契約」が成立したのだから、Yさん夫婦には「委任の

民法

第六四三条【委任】委任ハ當事者ノ一方カ法律行為ヲ為スコトヲ相手方ニ委託シ相手方カ之ヲ承諾スルニ因リテ其効力ヲ生ス

第六四四條【受任者の注意義務】受任者ハ委任ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ処理スル義務ヲ負フ

第六五六條【準委任】本節ノ規定ハ法律行為ニ非サル事務ノ委託ニ之ヲ準用ス

第七〇九條【不法行為の要件】故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第七一九條【共同不法行為】①数人カ共同ノ不法行為ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帯ニテ其賠償ノ責ニ任ス共同行為者中ノ孰レカ其損害ヲ加ヘタルカラ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

第六五七條【寄託】寄託ハ當事者ノ一方カ相手方ノ為メニ保管ヲ為スコトヲ約シテ或物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス

本旨」にしたがい「善良なる管理者の注意」をもってAちゃんを保護監督する義務がある。仮にそのような契約関係が認められなくても、Yさん夫婦はAちゃんの監護につき条理上あるいは信義則上の注意義務があったのに、それを怠ったのだから、民法七〇九条、民法第七一九条による不法行為責任を免れない。これに対するYさん夫婦の反論はこうだ。Xさん夫婦の主張するような応答があったとしても、それは「近隣のよしみによる儀礼的な挨拶」にすぎない。子供を監護するという無償の行為には、「準委任」よりも軽い注意義務を負う「寄託」が類推適用されるべきである。Aちゃんの監護は自分の子と同一の状況でなされていた。また、自転車遊びから入水に至ることは予見可能性の範囲をこえるものだから不法行為責任の生じる余地はない。本件は「不慮の事故というほかないもの」である。

Xさん夫婦の市、国、県、建設会社に対する主張は次のとおりである。市は、溺死事故の発生を予見しうるところだから、危険を防止すべき義務があったのに、それを怠ったのだから、本件池の安全性につき国家賠償法第二条一項による責任がある。もしも池の所有権が市に帰属しない場合には、国に帰属する。県も国から委託をうけて池を管理していたのだから、水難防止のための安全措置を講ずべきであった。県が国の委託で管理していたのではないとしても、県は建設会社に対して、危険な状態を長期間放置することのないよう事前に指導すべき条理上の義務があるのに、それを怠った責任がある。建設会社は、土砂の

第六五九条【無償受寄者の注意義務】
無報酬ニテ寄託ヲ受ケタル者ハ受寄
物ノ保管ニ付キ自己ノ財産ニ於ケル
ト同一ノ注意ヲ為ス責ニ任ス

国家賠償法

第二条【公の営造物の設置管理の瑕疵

に基づく損害の賠償責任、求償権】

① 道路、河川その他の公の営造物の
設置又は管理に瑕疵があったために
他人に損害を生じたときは、国又は
公共団体は、これを賠償する責に任
ずる。

② 前項の場合において、他に損害の
原因について責に任すべき者がある
ときは、国又は公共団体は、これに
対して求償権を有する。

採取後、池の底を整地していないので、子供が転落して溺死する危険を予見し
えたはずだから、民法七〇九条の不法行為責任を負う。

それに対して、被告の市、県、国はいずれも溜池の管理責任自体を否定した。
建設会社も、池南側の住宅地まで七メートルは離れており、工事の性質上底面
を整地する必要は無かったと反論した。

▼判決の内容

裁判所は、市、県、国および建設会社に対する請求を棄却し、Yさん夫婦に
対する請求だけを一部認め、五二六万余円を支払うように命じた。その内訳は、
Aの逸失利益の三割に相当する二八六万余円、Aの慰謝料一〇〇万円の相続分、
Xさん夫婦に固有の慰謝料一〇〇万円、それに弁護士費用四〇万円である。

判決によれば、Xさんの奥さんに対するYさん夫婦の応答は「近隣のよしみ
近隣者としての好意から出たものとみるのが相当」と認定されて、「準委任契
約」の成立は認められなかった。しかしながら、判決は、Yさん夫婦には民法
七〇九条、七一九条に基づく責任（不法行為責任）がある、とした。その理由
はおよそつぎのとおりである。Aちゃんが溜池の深みに入り込むおそれがある
ことは被告夫婦にとって予見可能であった。というのは、乙地で自転車に乗っ
て遊んでいたこと、乙地と池の間には柵がなく水際まで自由に往来できる状態
にあること、掘削によって水深の深い部分が生じていること、Aちゃんが比較
的行動の活発な子であること、Aちゃんは溺水期には父親と水の引いた池中に

民法
第四一七条【損害賠償の方法】損害賠償ハ別段ノ意思表示示ナキトキハ金銭ヲ以テ其額ヲ定ム
第七二二条【損害賠償の方法、過失相殺】
①第四百十七条ハ債務不履行における損害賠償の方法ノ規定ハ不法行為ニ因ル損害ノ賠償ニ之ヲ準用ス
②被害者ニ過失アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ額ヲ定ムルニ付キ之ヲ斟酌スルコトヲ得

入り中央部の水辺までいっていったこと、以上のことを被告夫婦は知っていたからである。そうであるとするれば、被告夫婦には「幼児を監護する親一般の立場からしても」水際付近へ立ち入らぬよう適宜の措置をとるべき注意義務があったのに、それを怠った責任がある。

責任の範囲について、判決は、被告夫婦の責任の程度を軽くする事情を二つ挙げる。被告方は大掃除中なのを知りながらAちゃんを残していったが、このような好意による無償の委託の場合には、有償の委託の場合に比べて、義務違反の違法性は著しく低いという事情がひとつである。もうひとつは、原告夫婦は平素から溜池に対する接し方をAちゃんに厳しくしつけておくべきだったのに、しつけが足りなかったという事情であり、この事情のゆえに、「過失相殺」の法意が類推されるべきだということである。以上二つの事情を考慮すれば、損害の分担割合は原告夫婦七に対し被告夫婦を三とするのが相当である、と判示された。

国と県についてはそもそも溜池の管理権がないとして請求を棄却したが、市についてはその溜池の管理権を認めながらも、その管理に落度はないとして同じく請求を棄却した。本件溜池に直接転落する危険性はなく、五ないし六メートル以上も池の中に進入しないかぎり事故発生の危険性はないというのが主たる理由である。建設会社についても、深みに入る幼児等のあることまで予見して、これを防止する注意義務があったとはいえないとして請求を棄却した。

隣人の好意につらい裁き

預かった子供が水死——

近所の親に賠償命令



【毎日新聞東京五日電】東京地裁は、近所の子供を預かっていた親に賠償命令を出した。子供が水死した事件で、預かっていた親が賠償命令を出した。子供が水死した事件で、預かっていた親が賠償命令を出した。

▼新聞の判決報道とその波紋

この「隣人訴訟」判決はテレビ、新聞等で大きく報道されたが、主要な新聞の第一面の一番大きな見出しはつぎのようなものであった。「『近所の善意』に厳しい判決」(中日新聞)、「近所付き合いに『冷水』」(朝日新聞)、「隣人の好意につらい裁き」(毎日新聞)、「隣人の好意にも責任」(読売新聞)。また、例えば地元の中日新聞の第三面には、大きい順に「今は昔→向こう三軒両隣」、「善意とは何か」、「子供はもう預かれない」、「鈴鹿市の幼児水死 隣人に三割の責任判決」という見出しが続く。

これらの見出しから印象づけられるのは、隣人の責任が認められた原告勝訴の判決だということである。判決内容の正確な報道というよりも、隣人の責任が認められたことに対する記者の違和感が出ている。

このような判決報道がなされるやいなや、思わぬ反響をよんだ。隣人を訴えた原告夫婦に対する非難・中傷の電話がおよそ五〇〇本、手紙・はがきが五〇通をこえたという。その反対に、被告夫婦には激励の電話が一〇〇本、手紙・はがきが四〇通は届いたという。

▼訴えの取り下げ

行政の管理責任が認められていなかったので当初は控訴の意向をもっていた原告夫婦は、判決直後から続く匿名の非難・中傷に耐えかねて、三月七日に訴えそのものを取り下げる手続きをとるに至った。原告夫婦は、①判決報道の翌

民事訴訟法

第二三六条【訴えの取下げ】①訴えハ判

決ノ確定ニ至ル迄其ノ全部又ハ一部ヲ取下クルコトヲ得(昭和一三法一九本項改正)

②訴ノ取下ハ相手方カ本案ニ付準備書面ヲ提出シ、準備手続ニ於テ申述ヲ為シ又ハ口頭弁論ヲ為シタル後ニ在リテハ相手方ノ同意ヲ得ルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第三十七条【訴え取下げの効果】①
訴訟ハ訴ノ取下リタル部分ニ付テ
ハ初ヨリ繫屬ナカリシモノト看做ス

日、電気請負業の孫請けをしているXさんが元請けから仕事を打ち切られた、
②判決当日の夕方から、いやがらせの電話や投書が殺到して精神的にまいって
いる、③親類の商売にまで影響が出はじめている。④小学五年生の長女も「五〇〇
万円何に使った」などといやがらせを受けている、という理由を挙げて「この
まま裁判を続ければ生活が破壊される」と述べている。訴えの取り下げが効力
をもつには相手方の同意があるので、被告夫婦の対応が注目された。

原告夫婦が訴えを取り下げたことが報道されると、今度は、匿名の非難・中
傷は被告夫婦に向けられるに至った。すでに三月一日に控訴していた被告夫婦
も、三月一〇日に訴えの取り下げに同意する手続きをとった。「人殺し」とい
った匿名の非難・中傷の電話が数本あった、人情としてこれ以上原告側を深追
いしたくない、というのがその理由であった。国、県、市、建設会社も訴えの
取り下げに同意した。こうして、津地裁の第一審判決はただ判決例としては残
るものの、訴訟ははじめからなかったことになったわけである。

原告夫婦が訴えを取り下げたことも、被告夫婦がそれに同意したことも、大
きく報道された。各新聞の社説もこぞってこの「隣人訴訟」を取り上げた。

▼法務省の異例の見解発表

法務省人権擁護局の指示を受けて津地方法務局はこの訴え取り下げ事件につ
いて三月中旬に調査を開始した。原告、被告双方の夫婦から事情を聴いたり、
約一〇〇通のいやがらせの手紙を分析したりしたようだ。そして四月八日に、

日本国憲法
第三二条【裁判を受ける権利】何人も、
裁判所において裁判を受ける権利を
奪はれない。

法務省はこの事案について、つぎのような趣旨の見解を発表した。すなわち、「多数の侮辱のないし脅迫的な内容の投書や電話」が殺到することによって原告および被告の「裁判を受ける権利」が侵害されたのは「人権擁護の観点からは極めて遺憾なこと」である、このような事態が再び生じないように、国民ひとりひとりが「裁判を受ける権利」の重要性を再確認して慎重に行動するよう強く訴える、と。

この見解の発表によって「隣人訴訟」事件もマスコミの世界からは退いた形だが、法と世間の常識とのずれ、法と訴訟の意義や限界などについて考えさせる難しい事案なので、現在もなお、かなりの法律実務家や法学者によって検討されつづけている。

三 「隣人訴訟」の提起した問題点

▼近隣紛争の解決方法の問題点

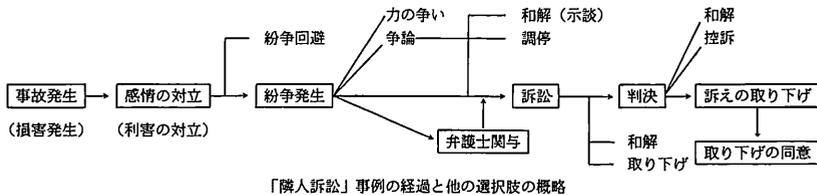
水死事故の発生以来、原告夫婦と被告夫婦の間にはまったく話し合いがなされないまま、訴訟が提起されたところからみると、両夫婦の間には相当の「感情のこじれ」があったことが推測される。危険な溜池を放置していた行政の管理責任を問いたかったという動機と並んで、被告夫婦に「誠意をもって謝って欲しかったから」というもうひとつの提訴の動機が表明されていることが、そ

＊原告側弁護士は、結果の重大性を考えると、善意の行為、無償の行為であっても無責任であってはならないと強調しているのに対して、被告側弁護士は、この訴訟は日常生活で大切な近隣関係を壊すという意味で「人倫に反する訴訟」だと断言している。（朝日新聞一九八三年三月二十八日夕刊「近所の善意にも責任を」、同四月四日夕刊「人間関係壊す隣人訴訟」参照）

のことを端的に表わしている。信頼された第三者が両夫婦の話し合いを仲介できていれば、あるいは、子供の水死という不幸を両夫婦の不幸としてではなく地域社会内部の不幸として解決するために、両当事者を含めた対話の場が地域社会内部に確保されていれば、両夫婦間の訴訟は避けられたかもしれない。溜池の管理責任だけを問う訴訟になっていれば、原告夫婦は地域社会からも支援を受け、団地から引越しを余儀無くされることもなかったであろう。提訴後、ただ一度だけ裁判官は被告側弁護士に和解を打診しようだが、弁護士は即座に断ったという。訴訟上の和解の可能性がもっと追求されていれば、両夫婦はこのように世間の圧力にさらされることもなかったであろう。黒白をはっきりつけがたい微妙な事案であるにもかかわらず、双方の弁護士は、大いなる確信をもってそれぞれの依頼者の主張を弁護している点も気になるところである。^{*}

▼判決の問題点

判決が「準委任契約」の成立を否定し、被告夫婦はAちゃんを法的な意味で
•••••
は預かっていないと判断したのは妥当だと思われる。被告夫婦が大掃除中であるのを原告側の奥さんも知っていたのだから、その奥さんの依頼に応じて被告夫婦が果たすべき注意義務の程度はそれほど高いものとは言えないであろう。被告夫婦の家の近辺や近くの空地でAちゃんがBちゃんと一緒に遊ぶのを大掃除の合間合間にみるという程度であろうか。ただ原告側の奥さんの依頼を被告夫婦がはっきり断っていない以上、軽い注意義務を伴ういわば道義的な意味の



契約は成立していたと考えてもよさそうである。単にAちゃんが遊びに来てBちゃんと一緒に遊んでいたというだけではないからである。

判決は被告夫婦の不法行為責任を肯定したが、それは、Aちゃんが溜池の深みに入り込むかもしれないことが被告夫婦には予見可能であったと判断されたとともに、被告夫婦にも「幼児を監護する親一般の立場」からの注意義務があったと判断されたからであった。しかしながら、このような予見可能性を前提とするのは被告夫婦にとって厳しすぎるように思われる。このような親一般の立場なるものも、突き詰めていけば、幼児をもつ親ならばだれでも、危険な場所で遊ぶ幼児に対して危険に近づかないよう注意義務を負うことになる。このような注意義務もすこし広すぎるのではないかという疑問がある。

行政に対する請求はすべて棄却されたが、深みのできた溜池の一部には柵がなかったのだから、管理権をもつ市には溜池で事故が起こる予見可能性があったとされる余地はなかったのだろうか。被告夫婦に厳しすぎる予見可能性を認めたらうえで「幼児を監護する親一般の立場」からの広い注意義務を果するよりも、行政の管理権を広く認めた方がよかったのではないかという疑問が残る。

▼新聞報道の問題点

毎日新聞の長倉記者は「記者の目」で、思いもかけない判決の内容に驚き、これでは隣人関係はどうなるんだと憂えて「どちらかといえば被害者寄りの記事」を書いた、と率直に反省している。中日新聞の西尾地方法部次長も、新聞が過剰

毎日新聞 昭和五八年三月一九日



反応を仲介したこと、情緒的な報道が結果的には原告非難、訴訟を起こしたこ
とへの非難につながったことを冷静に分析している。隣人の責任が認められた
判決に対する記者の違和感が前面に出た報道になったことは否定できない。

原告勝訴の判決であると報道されたのも問題となりうる。原告夫婦が重きを
置いた市、県、国、建設会社に対する請求が棄却されているからというだけで
はない。隣人夫婦との関係においても、原告夫婦の請求のうち認められたのは
損害の三割にすぎず、残りの七割は原告夫婦自身の過失に帰せられたからであ
る。全体としてみれば、せいぜい原告夫婦の一部勝訴であって、考えようでは
実質敗訴とも評価されうる判決なのである。それにもかかわらず、この判決内
容を原告勝訴と報道したのは、記者の関心もっぱら「善意の隣人」の責任が
認められたという点に向けられていたからである。

▼世間の常識からの反応

長倉記者は「記者の目」で原告宛の五二通の投書内容から口汚くののしる部
分や脅迫的な部分をそぎおとして、最も良質の部分だけを抽出して言う。投書
の主はみな『向こう三軒両隣意識』が根底にあり、仲良く助け合う隣人関係
を望むひとたちばかりだ」と。その最も良質な部分には確かに世間の常識を読
み取ることができそうである。それらの人々が判決報道に過剰な反応を示した
動機はふたつに要約される。ひとつは、好意で子供を預かってくれた隣人を訴
えたことに対する抵抗感とでも言おうか。なぜ善意の隣人を訴えたかという批

判である。もうひとつは、なぜ子供の死とひきかえに隣人に金銭賠償を請求したのかという批判である。

▼隣人を訴えたことへの批判

被告寄りの判決報道は、善意の隣人を訴えるとはあまりにもひどい、これは近所付き合いは崩壊する、という情緒的な反応を誘発したようだ。もちろん訴訟提起自体は理解しようという姿勢のひとつともいる。たとえば「記者の目」は、原告もわが子が死んだのだから訴えたくなるのも当然かもしれないという。これは被害の重大さを責任追求の動機として理解しようという考えである。

総じて言えば、訴訟はできるだけ回避されるべきだという世間の常識は根強い。これを裏返せば、訴訟をするのはよくよくのことだろうということになる。もしも訴訟がよくよくのことだと理解されなければ、原告は訴えただけで世間の冷やかな目にさらされる。隣人間の訴訟の場合にはとくにそうである。他方では、誠意をもって謝れば許すが、謝らなければ許さないという世間の常識もある。この事例でも誠意ある謝罪を求めているところからみて、少なくとも訴訟提起の時点では、被告夫婦は原告夫婦にとっては「善意の隣人」ではなく、謝らないから許せない「他人」になっていたのである。隣人でなくなったから訴えが提起されたのである。世間の反応のなかには、相手に誠意がなければ訴訟もやむをえないという意見もあったが、少数意見であった。世間の人々は訴訟の動機に理解を示すよりも、訴えられた隣人の立場に自分を同一化すること

水原告夫婦は、第一審判決で認容された五二六万余円を實際に手に入れたわけではない。被告夫婦が控訴したのでまだこの判決は確定していないだけでなく、この判決には「仮執行宣言」も付されていないからである。

に大きく傾いたのである。

▼隣人に金銭を請求したことへの批判

世間の常識は原告夫婦が子供の死とひきかえに隣人から五二六万余円を手に入れることに抵抗を覚えたようだ*。損害の三割にすぎないといっても、五二六万余円といえば、常識的な金銭感覚からすればとても払えないような大金である。なかには、子供の死によって大金を手に入れたことへの羨望や嫉みすらみられる。好意で子供を預かったのに、こんな大金を賠償しなければならぬのは理不尽だという被告の視点からの批判もある。

「記者の目」によれば、わが国ではまだ隣人に金を求める訴えを起こすことには違和感をぬぐいきれないという。だが、民法上の損害賠償は金銭賠償が原則である。そうだとすれば、金銭賠償方式以外に、原告の訴えの動機に適合する方式（精神的な意味での現状回復方式）が考えられないか。すくなくとも金銭賠償と現状回復の併用が検討されてよいのではないか。これが長倉記者の提案である。この提案を「隣人訴訟」にあてはめれば、訴えの動機は「一言の謝りの言葉もなかった」ことと行政の管理責任を問うことだから、被告夫婦には「一言謝ってほしい」とか「慰霊碑を建ててほしい」と請求し、金銭賠償は市、県、国などに請求する、という併用方式になる。確かに考慮に値する。しかし判決で命じられたから謝まるというのであれば、誠意をもって謝まることにはなるまいし、精神的な贖罪のために慰霊碑を建てることを要求するのであれば、

同じような疑問が残る。それならばむしろ、逸失利益や慰謝料などを個別的に積み上げる方式をとらずに、慰霊碑を建てるだけの金額を慰謝料として請求するという方式も考えられる。原告の訴訟の動機に適合する請求の方式が工夫される必要性は否定できないが、同時に、金銭賠償の合理性ももうすこし冷静に評価されてよいと思われる。

【参考文献】

星野英一編・隣人訴訟と法の役割(有斐閣、昭和五九年)

(さらに詳しい文献については、本書所収の文献目録を参照)

柴田光蔵・法のタテマエとホンネ(有斐閣、昭和六一年)第八章「いやがられる法」

同 「隣人訴訟をともに考える」(法学セミナー、昭和六一年一一月号)

長倉正知「記者の目」(毎日新聞昭和五八年三月一九日)

西尾嘉門「隣人訴訟と報道の波紋」(新聞研究・昭和五八年七月号所収)